

第3節 福島県への職員派遣

1 放射線対策等

(1) 概要

福島第一原子力発電所事故による放射性物質の飛散に伴い、福島県では空気中の放射線量や食品の放射性物質のモニタリング、除染対策などの新たな対策が必要となっていた。

深刻化するマンパワー不足を補うため、都は平成23年8月1日から、福島県災害対策本部を中心とする関係各部署へ技術職、事務職等職員の中長期派遣を開始した。

放射線対策等の要員としては、平成23年度及び24年度を中心に、下表の14部署に派遣した。

配属先	派遣時期	派遣人数	従事業務	
災害対策本部	総括班 (企画調整チーム、 生活再建支援チーム)	1名	被災住民の原子力損害請求に関する広報、損害額の把握、民間賃貸住宅に係る家賃等返還（遡及措置等）等	
	情報収集班	1名	避難所及び避難者情報の収集、公表業務等	
	物資班	1名	仮設住宅・避難所への支援物資の要望把握・手配・マッチング	
	住民避難安全班	1名	避難所運営支援、避難者への情報提供、避難者リストの作成等	
生活環境部 保健福祉部 県中地方振興局	原子力班 (総合調整チーム、 モニタリングチーム、 環境回復チーム)	4名	班内各チームの横断的調整・県民説明資料の作成・報道機関の取材対応、県民電話相談対応・測定機材の管理、空間占領モニタリングの企画、データ整理、公表・オフサイトセンター（放射線班）との連絡調整、環境回復（土壌改善等）の企画、対外説明等	
	生活環境部 除染対策課	平成23年度	1名	市町村の除染計画の策定支援、除染土壌等の仮置場の設置促進、国等関係機関との調整、県管理施設の除染、除染対策業務全般
		平成24年度	2名	
	生活環境部 国際課	平成24年度	1名	原子力安全に関する福島閣僚会議に関する事務的業務
	生活環境部 一般廃棄物課		1名	災害廃棄物処理事業費補助金申請に係る審査
	生活環境部 環境センター 調査分析課	平成23年度	1名	海や川における水質調査分析・工場や産業廃棄物最終処分場に係る水質調査分析、環境関連の調査・分析業務等
		平成24年度	1名	
	生活環境部 原子力安全対策課 放射線監視室	平成24年度	2名	環境放射能モニタリング等の災害復旧業務
		平成25年度	1名	
	生活環境部 原子力賠償支援課	平成24年度	1名	原子力損害賠償に係る電話相談対応等業務
	保健福祉部 健康管理調査室 (福島県立医科大学駐在)	平成23年度	1名	原子力災害の影響に係る県民の健康管理調査業務
		平成24年度	1名	
	保健福祉部 食品生活衛生課	平成23年度 ～平成27年度	各年度 1名	食品の放射性物質モニタリング調査に関する業務、放射性物質汚染食品に関する業務
	県中地方振興局 県民環境部 環境課	平成23年度	1名	水質汚濁防止法、大気汚染防止法等に関する事業者の指導、騒音・振動・悪臭対策・環境事故対応等

※ 派遣職員数は各年度4月1日時点（平成23年度は8月1日時点）

(2) 取組実績

上記配属先の業務の中から、放射線対策に係る業務として特徴的な次の3部署での取組を紹介する。

ア 生活環境部 除染対策課

平成23年6月に福島県災害対策本部内に原子力班・環境回復チームが発足（4名体制）、その後、同年10月に除染対策課に改組され、福島県における除染関係業務を総合的に推進していた。同部署に都からは平成23年度に1名、24年度に2名を派遣し、業務の支援にあたった。

生活環境部除染対策課の平成23年12月時点での職員数は24名であり、企画担当、除染推進担当、除染技術担当の3ラインで業務を推進していた。放射性物質の除染は、わが国ではほぼ前例がないという状況下での取組であった。都職員は、主として次に挙げるような除染推進担当ラインの業務を担当した。



福島県災害対策本部の様子（平成23年当時）

(ア) 福島県面的除染モデル事業の推進（平成23年度）

本事業は、住宅、農地、道路、森林などを含む約10ヘクタールの地域を国のガイドライン等に示された除染手法に基づき、面的に除染することにより、低減効果を検証する事業である。

都職員は、実施場所の選定からはじまり、市との調整、地元住民への説明、設計書類の作成、契約、事業の実施までを担当した。



面的除染モデル事業（福島市大波地区）

(イ) 市町村除染計画の策定支援（平成23年度）

平成23年8月に国が策定した「除染に関する緊急実施方針」に基づき、空間放射線量が年間1～20mSvの地域（警戒区域・計画的避難区域以外）は市町村が除染計画を作成する必要がある。人手不足に陥っている市町村を県職員と分担して訪問し、適切に指導を実施した。

(ウ) 除染関係パンフレット、手引書等の作成（平成23年度）

通学路や住宅など身近な生活空間に関する必要事項をまとめた「放射線量低減対策の手引き」、国のガイドラインをより実務的で使いやすいように工夫した「除染業務に関する技術指針」、面的除染の検証結果を踏まえた市町村担当者向け「面的除染の手引き」等の作成に携わった。

(エ) 一般県民向け「放射線・除染講習会」の開催等（平成23年度）

原子力安全対策課と共催で、地域で放射線測定や除染活動に取り組む一般県民を対象に放射線に対する正しい理解、除



作成されたパンフレット類

染の推進を目的とした講習会を県内各地で実施し、会の進行等に携わった。その他、日本原子力学会主催の「安全安心フォーラム」の企画、実施をし、県民の放射能に関する不安やわからないことに応える等の取組を推進した。

派遣職員の声

除染対策課では一般の県民の方からの問合せ等に対応しており、放射能に対する不安やストレスがたまり、小さなお子さんへの影響が不安な母親、あるいは避難しようにも仕事や費用面で福島で生活していくしかないと話す家族の涙声や怒りの声など、相談者の切実な思いを都職員も目の当たりにした。帰任した都職員からは、住民の安全安心を守るという自治体職員の使命の重さを改めて痛感したといった感想が聞かれた。

イ 生活環境部 原子力安全対策課 放射線監視室

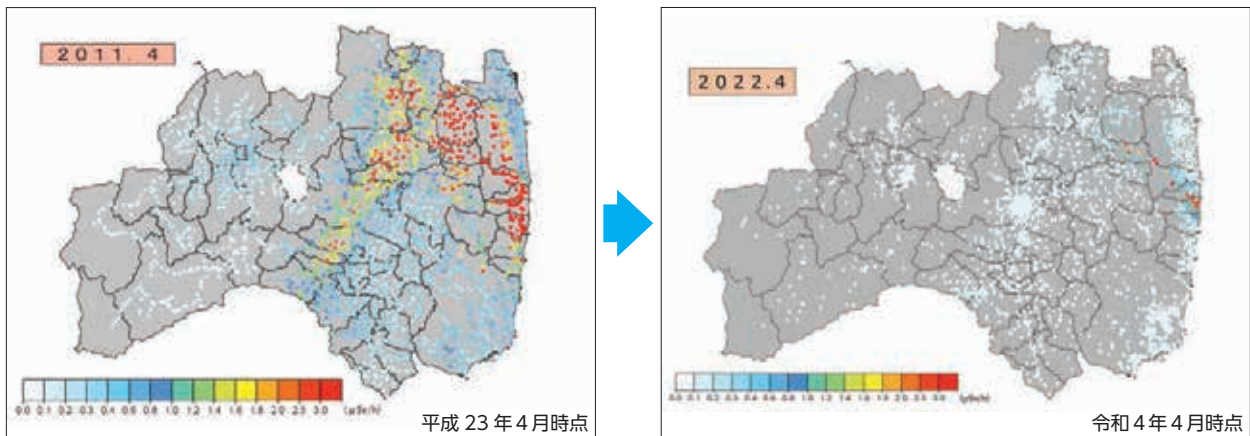
福島第一原子力発電所事故後の平成 23 年 6 月に、既存の原子力安全対策課を主体とする放射線監視全般を管理する「モニタリングチーム」が福島県の災害対策本部原子力班に設置され、県内全域を監視する体制が強化された。

平成 25 年 4 月からは、原子力安全対策課に放射線監視室を設置し、環境放射線モニタリングの更なる強化が図られた。同部署に都からは平成 23 年度から 25 年度にかけて職員を派遣し、業務の支援にあたった。

都職員は、県が実施する様々な環境放射線モニタリング、その結果をわかりやすくお知らせして県民等が安全に安心して生活できるような取組の支援にあたった。以下に主として担当した業務を挙げる。

(ア) 環境放射線モニタリング

福島県内の空間線量率は、平成 23 年 4 月時点に比べ、除染の実施やウェザリング効果（風雨による放射性物質の移動等）、自然減衰により確実に減少している。



空間線量の推移「福島県放射線測定マップ」より

(イ) 移動モニタリングの実施（平成 23 年度～）

移動モニタリングは、モニタリングポスト等の機器による定点測定に対し、人がその場に行きサーベイメーターを用いて空間線量を測定し、各施設等の敷地内を複数箇所測定することから、定点測定だけでは把握しきれない、より身近な空間の放射線を把握できる調査である。

都職員は測定委託業者への指導・監督、提出されたデータの確認、取りまとめ、結果の公表等を担当した。調査対象は、学校、児童福祉施設、公園、観光地、集会所、道路上など。

(ウ) メッシュ調査（詳細調査）の実施（平成 25 年度～）

移動モニタリングで実施した道路上のメッシュ調査の結果を踏まえ、周囲の調査地点と比較して線量が高い地点を選定し、より詳細に調査を行うものである。（県内全域の選定した地点を中心に 1km四方を 100m メッシュに区分けし、メッシュごとに 1 地点を測定。）

同調査の構想を練るところから、実施、公表まで業務全般を都職員が担当した。

(エ) 各種モニタリング結果の取りまとめ等

移動モニタリングのほか、モニタリングポスト、原子力発電所周辺地域の環境放射線モニタリングの測定結果の取りまとめ・公表の支援、環境放射線モニタリング事業交付金に関する市町村への補助金交付事務などに携わった。



移動モニタリング

観光地や集会所など人が多く集まる場所をサーベイメーターにより測定している。現在は年 1 回（観光地は年 2 回）



リアルタイム線量計

主に子供の生活空間の放射線量率を監視するために、県内の学校や保育所、公園等に設置されている。

平成 29 年 2 月 1 日時点
計 3099 台設置

派遣職員の声

- 「放射線に関する知識が少ない中で測定方法や記録方法などについて測定委託業者を指導していく必要があり苦労も多かった。」
- 「前任者との入れ違いでの派遣で、引継ぎも十分でなく、また、放射線の知識が全くない中で業務を進めていく必要があり、不安な日々が続いたが、立ち止まるわけにもいかず、周囲の県職員、臨時職員、委託職員、業者等あらゆるところから情報を集め、知識を集積して、進行管理しながら業務を進めた。」

ウ 保健福祉部 食品生活衛生課

食品安全、動物愛護、環境衛生、水道関係を所管していた食品生活衛生課では、福島第一原子力発電所事故後、加工食品や飲用水の放射性物質のモニタリング、放射性物質の値が暫定規制値を超えたケースへの対応、また、警戒区域内に取り残されたペットの保護などの新たな業務が増加したため、都は同部署に平成 23 年度（24 年 1 月）から 27 年度まで職員を派遣し業務の支援にあたった。

都職員は、食品安全ラインに配属となり、主に次に掲げる業務にあたった。

(ア) 食品等の放射性物質検査（平成 23 年度～）

「ふくしま食の安全・安心に関する基本方針」に基づき、福島県産農水産物を原料とした加工食品等を中心に放射性物質検査を実施し、食品衛生法上の基準値を超過した加工食品等の流通を防止し、検査結果を消費者に速やかに情報提供する一連の業務の中で、都職員は、県の各機関から上がってきた検査データを集約し、公表用の資料や厚生労働省に報告する様式の作成に携わった。

(イ) 警戒区域内のペットの保護（平成 23 年度）

警戒区域内のペット保護に関し、福島県では福島県動物救護本部を立ち上げ、ペットの保護、都合によって飼育できなくなるなど所有権が放棄されたペットの新たな飼い主探し、保護したペットを収容する施設で活動するボランティアの募集、義援金受入れ等の業務を行っていた。当該部署への派遣当初は、都職員もこれらの業務に携わった。



全袋検査に合格したあんぽ柿に貼られるシール

非破壊検査機器により、基準値以下であることを確認したあんぽ柿は、全て福島県あんぽ柿産地振興協会の検査済みシールを貼って出荷されている。



あんぽ柿生産風景

派遣職員の声

- 厳格な検査体制の下、検査結果のほとんどが放射性物質不検出となる中で、その結果の裏には放射線量を下げたための生産者の血の滲むような努力があることを知った都職員からは、「日々集計している無味乾燥だった数字の裏に生産者の努力する姿が見えるようになった」、という思いが聞かれた。
- 東日本大震災及び原子力発電所事故により突発的な情報集計作業に当たった経験から、職員の情報リテラシーをより高めていく必要性を痛感したなどの意見も聞かれた。

「放射線対策等」に係る福島の現状

(面的除染の状況)

面的除染については、国が直轄で行う地域（11市町村）は帰還困難区域を除き平成29年3月までに、市町村が行う地域（31市町村）は平成30年3月までに全て終了した。

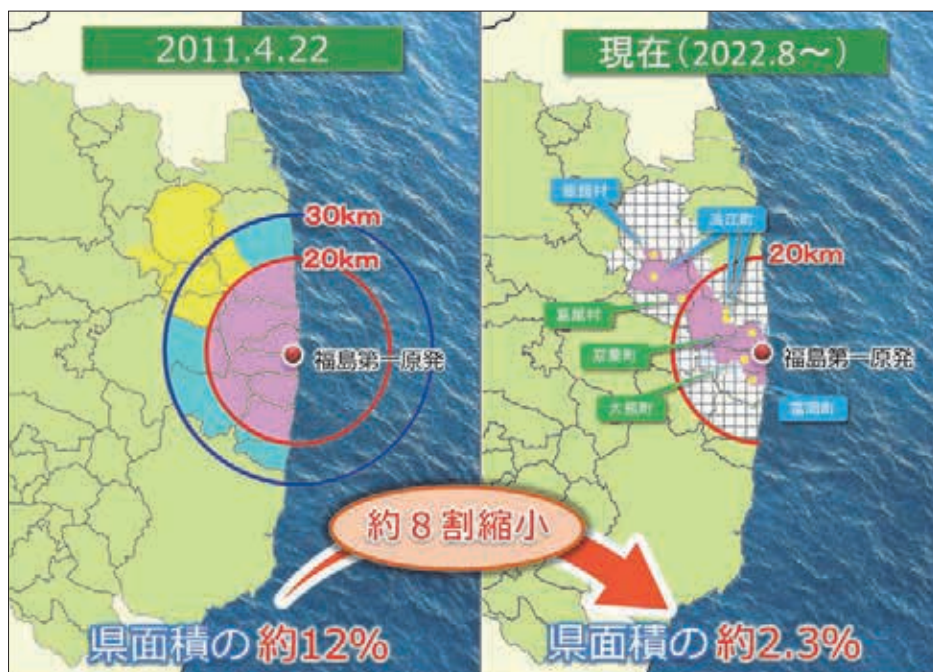
上記31市町村の仮置場や現場に保管されている除去土壌等は、中間貯蔵施設^{*}への搬出が令和4年度内に完了する予定である。

国は、貯蔵開始（2015年）後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するため必要な措置を講じるとしている。

^{*}福島県内の除染に伴い発生した除去土壌や発生物、10万Bq/kgを超える焼却灰等を貯蔵するための施設。大熊町、双葉町に立地し、総面積は東京ドーム約340倍の広さがある。

(避難指示区域の現状)

除染の進展やインフラ・生活環境の整備により、県内の避難指示等区域は2011（平成23）年に比し、現在は約8割縮小している。残りの2割は原則、立ち入り禁止となっている。



^{*} 避難指示等区域面積には、旧緊急時避難準備区域を含む。

● 特定復興再生拠点区域

(農産物等の放射性物質モニタリング)

福島県では、国のガイドラインによる農林水産物等緊急時環境放射線モニタリングや、米の全量全袋検査をはじめとする産地・生産者による自主検査など、農産物等の放射能検査を行い、安全な農産物等だけが流通・消費される体制が構築されている。

なお、平成24年産米から県内で生産される全ての米を対象に実施されてきた「全量全袋検査」は、平成27年度以降、通算5年間にわたり基準値超過がないことから、令和2年度産米より放射性物質検査の手法が見直され、避難指示等があった一部の地域では全量全袋検査を継続し、それ以外の地域では抽出によるモニタリング検査となっている。

2 道路・河川

(1) 概要

全体で約167kmある福島県の海岸線のうち、県の東南部に位置するいわき市の海岸線は約60kmあり、東日本大震災によりその沿岸部全体に津波が押し寄せ甚大な被害をもたらした。また、道路については津波による被害のほか、平成23年3月11日と4月11日の2回の地震による土砂崩れにより、山肌に沿った多数の道路が大きな被害を受けた。福島県の総面積の1割である約1,230km²を占めるいわき市区域を管轄する福島県いわき建設事務所では、震災後、災害復旧PTが立ち上げられ、復旧作業を急いでいた。

都は、いわき市の海岸線、道路、河川等の復旧を支援するため、平成23年8月から土木技術職員の派遣を開始し、管内の復旧・復興が概ね完了する平成30年度まで継続した。

平成31(令和元)年度からは、福島第一原子力発電所事故による避難指示区域が段階的に解除されてきていた相双地区の復興を加速化させるための道路・橋梁等の整備を支援するため、相双建設事務所へ土木技術職員の派遣を開始した。同事務所では、政府が位置付けている「第2期復興・創生期間」(令和7年度まで)内での復興計画の完了を目指し、道路整備等を進めており、それをバックアップするため、都は現在も職員の派遣を継続している。

職員の派遣状況は下表のとおりである。

配属先/ 派遣人数	年度											
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3	R4
いわき建設事務所 復旧・復興部	3	2	2	2	2	2	2	2	-	-	-	-
相双建設事務所 復旧・復興部	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	2	2

*派遣職員数は各年度4月1日時点(平成23年度は3月31日時点)

(2) 主な成果

ア いわき建設事務所 復旧・復興部

都職員は道路の災害復旧工事、海岸線への水門建設、防災緑地の整備など、いわき建設事務所の復旧・復興部などに配属され、沿岸部津波被災地全域での復旧・復興事業に携わった。

派遣期間中の主な取組を以下に紹介する。

(ア) 津波高潮対策水門の設置

海岸線に津波高潮対策として設置することになった水門の建設を担当した。福島県で初となる取組であったため、位置、構造から操作方法まで全て一から作り上げる必要があり、また、工事についても手探りで進めなければならない状況であった。そのため、躯体や門扉、管理橋、操作室等の多岐にわたる工種について、内容の理解、構造と数量の確認、大量の図面の準備等に福島県職員や他県からの派遣職員と一体となって取り組み、予定通りに発注、契約を行った。

なお、河川及び海岸工事の範囲に水門や桶門がある場合、水門工事と合わせ、河川改修と海岸堤防の嵩上げ工事の実施も担当するなど、総合的に事業に携わった。

水門の設置工事に当たり、都職員は福島県職員を案内し、東京都建設局江東治水事務所水門管理センターや総務局総合防災部など関係機関を訪問して、都の防災に関する先端技術についての知識習得を支援した。また、同様に岩手県沿岸広域振興局を訪問し、水門工事等で考慮すべき事項などについての知識を習得した。

福島県内に設置が計画された津波高潮対策水門は、平成30年3月をもって全4基が完成し、地域住民の安全、安心の確保に貢献している。



福島県内初の津波高潮対策水門 弁天川水門完成（平成29年3月）



滑津川水門 完成（平成30年3月）

（イ）道路・橋梁の整備

いわき市北部に位置し、津波による大きな被害を受けた久之浜地区に架かる蔭磯橋をはじめとした市内の重要な橋の架替工事及び道路改良工事、また、小名浜港の臨港道路と常磐火力勿来発電所を結ぶ道路である泉岩間植田線の道路改良工事などに幅広く携わった。

また、道路・橋梁工事に伴い、NTT重要幹線（東京・札幌間の光ケーブル）の移設に係る調整に携わった。

様々なステイクホルダーが存在し、業務が輻輳する復旧・復興事業にあつて、いずれの工事に関しても終期管理を徹底するため、所属内の福島県職員、他県派遣職員等との意思疎通をはじめ、工事委託業者、道路管理者、いわき市行政、地域住民など、あらゆる関係者との復興に向けた調整に意を砕きながら業務を推進した。



いわき市久之浜地区（蔭磯橋）

平成27年当時 現橋右手に新橋築造中

（ウ）防災緑地の整備

津波の被害を受けたいわき市沿岸部の復旧・復興事業では、海岸堤防のみであった従来の「一線防御」から、河川・海岸堤防の嵩上げ、防災緑地、道路・橋梁、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による防災力の高いまちづくりを計画していた。

都職員は、多重防御施策のひとつである、防災緑地の整備に携わった。福島県にとってもはじめての事業であり、防災緑地に植える樹木の選定・確保、通常の施工が困難な急こう配法面箇所での施工方法、防災緑地工

事全般の施工管理基準が明確には定まっていないこと等、課題が山積していた。そのような中、全受注者を招集した情報共有会議を開催し、地元造園業者からアドバイスを拝聴するなど、福島県職員、他県派遣職員間で課題一つひとつを分担しながら、責任感を持って業務を推進した。

都職員は、7地区の防災緑地のうち、最大の施工面積を有する豊間地区をはじめとする3地区で公園造成・植栽工事の設計や工事監督業務を担当した。

いわき市内の防災緑地は、平成元年10月の久之浜防災緑地の竣工により全7地区の整備が完了した。



概成した岩間防災緑地（写真奥は火力発電所）平成30年当時

派遣職員の声

（いわき建設事務所派遣職員）

- 被災地で業務に携わった土木技術職員のほぼ全員が言及していたのが、「やりがい」である。
現地に赴任し、様々な重い課題を担うことになりながらも、震災からの復旧・復興という重要な役割を担い、県職員、他県からの派遣職員とともに一丸となって業務にあたって貢献できたことで「やりがい」を感じたというものである。
- ある職員は、災害復旧とは、「即時判断、行動、結果が早期に求められ、我々土木職がこれまでの知識と経験をフル活用でき、やりがいと満足感を得られる貴重な場」である、また、「災害現場を見るたびに、胸が締め付けられるが「頑張ろう！やってみよう」という気持ちになり、その経験が技術者を成長させる」と述べている。
- 他の職員からは、「工事に伴う様々な住民対応にあたっては、被災地の方がお一人おひとり違った背景と想いを抱えていることを感じ取り、相手に寄り添った一層丁寧なコミュニケーションを心掛けた」、という声も聞かれた。
- 「首都直下地震で東京も「被災地」になりうる。そうなった時、福島で共に仕事した仲間に「東京のためなら支援に行こう」と思ってもらえるように全力で業務にあたるのが何より大事」との思いも聞かれた。
- 復旧期を脱し、復興期に移行しつつある時期に現地に赴任した職員たちからは、災害復旧はスピードが重要。住民のニーズは時間の経過とともに変化していく。復旧も必要だが、その後の復興施策（住民が地域の魅力を再認識し、活気のあるまちづくりをどのように進めていくべきか）が一番重要であり、都に置き換えて考え続けていきたい、といった被災地の状況を見て「復興」を考えた率直な思いが語られた。
- 最後に、次の職員の声を紹介する。
「微力ではありましたが、同じ日本人として東北の復旧・復興事業に携わったことを誇りに思います。」

イ 相双建設事務所 復旧・復興部

福島県の東部に位置する2市7町3村（相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡の各町村）を管轄し、道路・河川・海岸・砂防等の事業を所管している相双建設事務所の復旧・復興部に配属され、道路・橋梁の復旧・復興に携わり、現在（令和4年度）も継続して支援にあたっている。

都職員の主な取組は次のとおりである。

（ア）道路・橋梁の整備

北は南相馬市から南は広野町までを結び、太平洋に面した沿岸部を通っている通称「浜街道」とよばれる道路の県道広野小高線・浪江小高工区の道路整備に携わった。

また、福島第一原子力発電所の事故により避難指示が発出された地域周辺において、復興と避難住民の帰還を加速させるために「ふくしま復興再生道路」のひとつに位置付けられている県道小野富岡線の整備などに携わった。

広野小高線は県道であるが幅員が狭く、東日本大震災前から改良工事を行っていたが、震災により架け替えただけの橋梁の桁が流出するなど甚大な被害を受けた。このことから、道路線形を海岸から離れた西側に移し、なおかつ盛土をして道路基面を高くし、津波に耐えうる構造に再整備することになっていた。

都職員は、広野小高線全線の工程、執行管理のほか関係機関協議、地元調整などに係るマネジメント業務、また二工区で工事監督を担当したほか、大規模な切土・盛土に備えるため道路整備予定地の地質を把握するためのボーリング調査等に携わった。



県道広野小高線（平成31年4月撮影）



県道広野小高線（令和元年12月撮影）

派遣職員の声

（相双建設事務所派遣職員）

被災地の課題である大規模工事の大量・同時発生に伴う発注と事業の遅れや人材不足を解消するための緊急的措置として、福島県の復興事業ではCM（コンストラクションマネジメント）業務を活用し、各種マネジメント業務を委託しているが、都においても「状況に応じ、課題解決に向けた柔軟な対応が有効」という具体的な報告が複数聞かれた。

また、都の土木工事現場でも、福島県が行っている遠隔臨場を活用することで、業務の効率化、災害時の迅速な対応につながるのではないかという報告もあった。

3 港湾施設

(1) 概要

福島県内で観測された東日本大震災による津波の最大高さは相馬県潮所で9.3m以上、また、痕跡等からの推定で、富岡町小浜では最大21.1mに達した。この一連の津波により、福島県の沿岸市町村面積の5%にあたる112km²が浸水した。

国の重要港湾、また、エネルギー港湾の指定を受けている相馬港では、沖合の防波堤は倒され、岸壁は決壊し、その背後にある野積場や上屋等といった施設が破壊された。また、福島県相双地区の港湾関連施設の整備、管理等を所管する相馬港湾建設事務所も津波で被災し、壊滅状態となった。

救援物資受入れ港、また県の産業を支える港湾施設としての相馬港等の復旧・復興を支えるため、都は平成23年8月から相馬港湾事務所建設課に土木技術職員の派遣を開始し、管内施設の復旧・復興が概ね完了する平成30年度まで継続した。

派遣状況は下表のとおりであるが、基本的に3か月単位での職員派遣であったため、業務を円滑に継続させるよう派遣職員間の業務の引継ぎには様々な工夫がなされた。一方で、多数の土木技術職員が被災地支援の現場に派遣されたことから、そこから得た知見が、現在都に蓄積されていると言える。（下記「派遣職員の声」参照）

・派遣状況

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
派遣人数	2	2	2	2	2	2	2	2

※派遣職員数は各年度4月1日時点（平成23年度は3月31日時点）

(2) 主な成果

ア 相馬港湾建設事務所 建設課

県内で被災した多数の海岸、港湾関連施設は、まず、津波や高潮から人命を守るための防波堤や防潮堤の構築、次に海運業や漁業を再開するための岸壁や物揚場の復旧、そしてレクリエーションスポット等として供用されていた海岸緑地の復旧といったように優先順位をつけて工事が進められた。都職員は相馬港湾建設事務所が所管する港湾施設、緑地の順に修復作業に携わった。派遣期間中の主な取組は次のとおりである。

(ア) 港湾の復旧

相馬港に5つあるふ頭のうち、都職員は主として第1、2、5号ふ頭の復旧を担当し竣工させた。なお、都職員は、概ね平成23年度から26年度にかけて相馬港の復旧に携わった。

①護岸修復

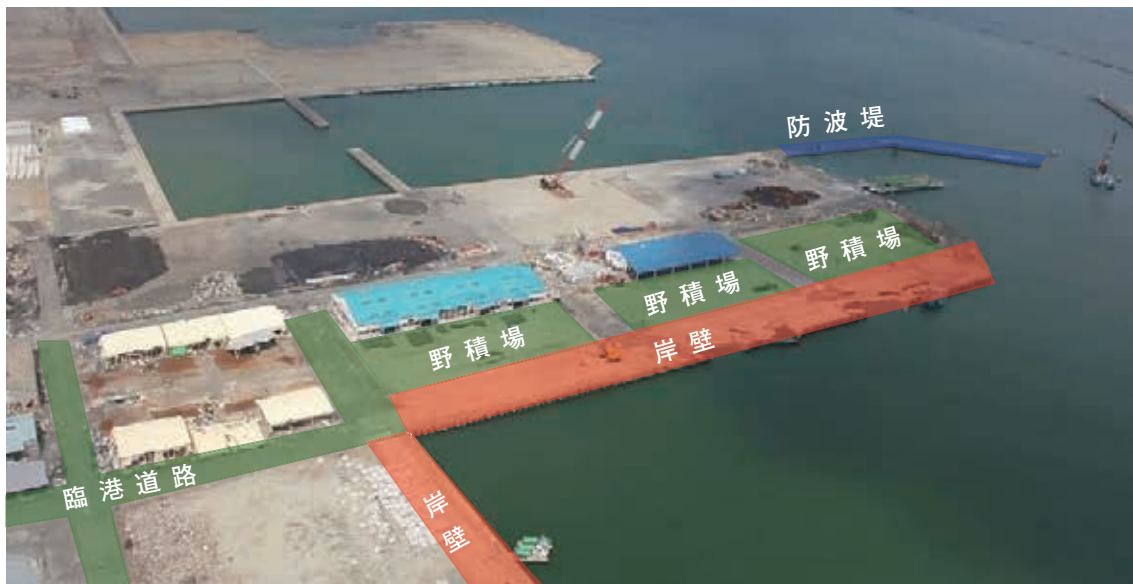
地震・津波によってケーソン（地下の土木工事などに使用する、はこ）が滑動したことにより、ケーソン間の間隙が広がり、その間隙からの引波によって埋土材の吸出しが生じていたことから、その修復工事の設計・発注、工事監督に携わった。

②岸壁修復

津波による埋土材、舗装版の流出等が発生したため、岸壁の舗装、パラペット（堤体状の低いコンクリート製壁体）のかさ上げ等を行った。

③野積場修復

既設の路盤材、路床材が流出し、またコンクリート舗装版が沈下し、野積場表面に降った雨を排水できなくなり、野積場のいたるところで巨大な水たまりが生じていたため、その修復作業にあたった。また、臨港道路も状況は同じであったため、その修復も担当した。



相馬港の復旧対象施設（平成 23 年 3 月撮影）



復旧前後の様子（相馬港 1 号埠頭岸壁）

(イ) 漁港の復旧

相馬港湾建設事務所が所管している 1 港湾、5 漁港のうち、浪江町の請戸漁港と富岡町の富岡漁港については、福島第一原子力発電所事故による放射能の影響で、他の港に比べ復旧工事が遅れてスタートした。都職員は、平成 29、30 年度に両漁港などの復旧に携わった。

①請戸漁港

漁港は、震災により提頭部が沈下して崩壊していた他、基礎部に空洞が生じるなど甚大な被害を被った。都職員は、被害状況に応じて工区を分割して施工する等の工夫をするなどしながら、復旧に携わった。また、港内防波堤の復旧及び機能強化工事の施工管理も担当した。

被災した堤防はそのまま復旧するのではなく、今後の利用について漁業者から頂いた意見を反映させるなど、利用者の視点に立って業務を推進した。



請戸漁港（被災後平成 24 年 12 月時点）



請戸漁港（平成 30 年 11 月時点）

(ウ) 海岸の復旧

堤防などの港湾工事が終盤を迎え、ようやく臨海緑地の復旧工事ができるようになり、都職員は概ね平成 27 年度から 29 年度にかけてその復旧工事に携わった。

①海水浴場緑地等の修復

震災前に沿岸部の海水浴客をはじめとする利用者が多く訪れていた原釜尾浜海水浴場の背後にある公園施設、また、松川浦漁港の公園緑地の復旧設計・積算、工事監督業務等に携わった。



緑地イメージパース図（御製碑プロムナード）



植栽等施工状況（平成 29 年 2 月撮影）
（御製碑のある公園 相馬松川浦）



浪江町役場前の看板（平成 30 年） 鮭の回帰と町への帰還に「おかえりなさい」

派遣職員の声

- 「3 か月単位での現地派遣であり、1 件の工事が竣工するまでに担当が5人以上変わる状況もありうるため、後任者がこれまでの取組を時系列で把握できるようわかりやすく引継ぎをするよう心掛けた。」
- 数年単位の工事の全てを1日の引継ぎで完了させることはできないため、復旧工事で多忙の中にもありながらも、工事の発注当初までさかのぼって議事録を整理し直し、また後任者に中途半端な状況で業務を引き継がないよう可能なものは自身派遣期間中に必ず工事を終わらせるようスケジュール管理したなど、都職員の創意工夫の話が多く聞かれた。
- 現地漁業組合との調整で工事を当初より相当早める必要が生じたが、必要な図面が揃っておらず、現場に何度も通り対象構造物の寸法を調べるなどし、並行して起工用の設計書等を作成し、帰任時までには起工することができた。所属長が起工は不可能と思っていた案件をこなすことができやりがいを感じたなど、被災地において責任感を持って任務を遂行したという話を、帰任したすべての職員から聞くことができた。
- 「復旧・復興支援業務の一環として、耐震設計やその対策である岸壁工事の見直し業務に携わることができ、自身にとって大きな糧になった。」
- 「東日本大震災の被災地では、インフラを整備してもなかなか人が戻ることにはつながらない。「復旧」はできるが、活気ある町を取り戻す「復興」が最終目的であると学んだ。」
- 「海岸緑地の整備にあたり、単に復旧すればよいのではなく、例えば緑地に設置するスツールについて、利用者はどのような海岸眺望を望むのかなど、利用者の視点を第一に考え、人が集まる場所を整備することが「復興」なのだ気づいた。」

実際に被災地の現場を見て、被害の規模の大きさを痛感した、と同時にあるいはそれ以上に、スピード感をもって、今の形まで復興させた福島県職員をはじめとした関係者の力に感銘を受け、自分自身の都職員としての役割を見つめ直すきっかけになった、というような、被災地派遣により職員が様々な気づきを得たことが多くうかがえた。

4 治山事業

(1) 概要

福島県の海岸部には、海からの潮や風から集落を守るための松林（海岸防災林）が江戸時代から整備され、地域住民の生活上の安全保障のみならず憩いの場としての役割も担ってきた。しかし、東日本大震災による津波被害により、福島県の海岸防災林は全体の約6割が流出した。この津波により、甚大な損傷を受けた海岸防災林も多かったが、津波エネルギーの減衰や漂流物を捕捉するなどの大きな効果があった。

県民の生命及び財産を守るため、海岸防災林の復旧・再生は急務となっており、都は、平成25年度に相双農林事務所森林林業部に、また平成27年度から令和2年度まで農林水産部森林保全課に、延べ7年間にわたり林業職員を派遣し、防災林造成事業の支援にあたった。都職員の派遣状況は下表のとおりである。



海岸防災林の漂流物捕捉状況（平成23年3月撮影）

・派遣状況

配属先	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R元	R2
		相双農林事務所森林林業部 森林土木課	1	-	-	-	-	-	-
農林水産部 森林保全課		-	-	1	1	1	1	1	1

※派遣職員数は各年度4月1日時点

(2) 主な成果

ア 相双農林事務所 森林林業部 森林土木課

事業の実施部門である相双農林事務所に配属された都職員は主に以下の事業に携わった。

(ア) 施設災害復旧事業

「避難指示解除準備区域」に設定されていた楢葉町の現場で、津波で流出した防潮堤の再構築に向け、設計・積算のほか現場監督として本復旧工事を推進した。

(イ) 海岸防災林造成事業

防災林の林帯幅確保のための用地取得（買入）に向けた基準等の整備や防災林を人口盛土によって造成するために、クロマツの成長の比較を継続的に行う試験地の設置、盛土基準高及び事業用地区域を確定するための委託設計、監督業務等を担当した。



クロマツを植栽した試験地（平成 25 年）



植栽されたクロマツの苗木（平成 25 年）

イ 農林水産部 森林保全課

平成 27 年度からは、本庁組織である農林水産部森林保全課にて、主として次の業務に携わった。

(ア) 海岸防災林造成事業における用地の取扱いに係る調整業務

通常の治山事業では、事業者が事業用地を取得して工事を行うことはほとんどないが、海岸防災林造成事業は周辺の復旧、復興事業（道路事業、港湾事業等）も含めて海岸部の土地利用を広大な面積に渡って改変するものであった。効果的な事業運営の観点から、土地の整備に加えて管理も県が担うこととなり、治山事業としては全国に例のないほどの規模で買収による事業用地の取得を行っていた。

治山事業における既存の制度上、道路事業等と同等の用地取得手段（土地収用）を使うことは困難であり、保安施設地区や保安林といった制度の枠で最大限効果をあげうる運用ルールを県として確立していくことが課

題となっており、都職員は、関係各者との議論、調整取りまとめの役を担った。

(イ) 国有林負担実施協定に係る業務

事業区域内に点在する国有保安林について、林野庁と県との間で地区毎に協定を結び、県の事業により一体的に海岸防災林を造成するものとし、国有保安林の面積割合に応じて林野庁から負担金の支払いを受ける手法をとっていた。都職員は各契約の執行状況の確認、林野庁の国有林野担当部署向けに設計協議、事業着手通知、竣工検査等の事務を担った。



被災後の状況（南相馬市鹿島区 平成 23 年 3 月撮影）



海岸防災林造成後（南相馬市鹿島区 令和元年 9 月撮影）

派遣職員の声

- 「福島県の森林面積は都と比較して圧倒的に広いため、人員、事業規模ともに大きく、都では経験できない業務に取り組むことができ、業務を通して自分の視野を広げられたこと、考え方に幅を持たせられたことを都の森林行政にも活かしていきたい。森林の再生といった時間的にも空間的にも意味と影響の大きい仕事に携われたことは、大きなやりがいにつながった」、といった職員の精神的成長につながったことが伺える報告が多く聞かれた。
- 「福島県森林保全課では、会議や電話、メールでの対応記録をまとめ、回覧する習慣があり、情報の共有と蓄積が丹念になされており、それが業務の推進に役に立った点に関し、都に帰任してから都の状況に合わせながら取り入れていきたい。災害からの復興は総力戦であり、平時の関係部署以外との接触が多くあったことから、日ごろから有事に備えておくことの重要性、有事の際は職員の連携が必須（そのために過去の記録も重要）」といった、都政に還元すべきことを学んだとの声が派遣職員全員から聞かれた。

5 水道事業

(1) 概要

東日本大震災により被災した水道施設の復旧に関し、被災自治体は概ね平成 25 年度までに国による災害査定を受けていたが、町そのものが被災した津波被害地域では新たな街づくりに合わせた復旧事業が必要であり、事業実施が長らく保留されていた。

また、福島県復興再生特別措置法が平成 29 年 5 月に改正され、将来にわたって居住を制限されるとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。

津波被害地域での水道復旧事業、また特定復興再生拠点区域におけるインフラとして欠かせない水道施設の整備に向け、水道事業に蓄積、識見を有する東京都に対し福島県から支援の要請が入ったことを踏まえ、平成 30 年度から保健福祉部食品生活衛生課に職員の派遣を開始した。

・派遣状況

年度	H30	H31 / R 元
派遣人数	1	1

※派遣職員数は各年度 4 月 1 日時点

(2) 主な成果

ア 保健福祉部 食品生活衛生課

(ア) 災害復旧事業・特定復興再整備拠点整備に関すること

各水道事業者（市町村）は、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助」や「福島再生加速化交付金」等の国費を活用し事業を進めていたことから、派遣された都職員は県の担当者として、水道事業者、厚生労働省等関係機関との調整を行い、円滑な事業実施に寄与した。また、県として水道事業を経営していない福島県に事業ノウハウを蓄積する一助となった。

(イ) 水道事業者に対する研修の企画・実施

これまでの研修参加者からのアンケート結果を踏まえ、漏水対策の研修を企画・実施した。福島県には東京都水道局研修開発センターのような漏水調査を体験できる研修施設がなかったことから、漏水の状況を再現す



都職員が考案した漏水体験フィールドでの研修風景



研修講師実施風景

るための配管を派遣職員が考案し、漏水調査を体験できる簡易な研修フィールドを構築したうえで漏水対策研修を実施した。この取組は研修参加者をはじめ各水道事業者の研修講師からも高い評価を受けた。

派遣職員の声

福島県での復興支援事業に携わり、「国庫補助事業に馴染みが薄い東京都水道局において、災害査定を経験した職員がいることは、首都直下地震に対する備えとして重要」「多岐にわたる工事関係者が参加する事業に携わり、都で実施している『工事調整会議』の重要性を改めて認識した」等、都へのフィードバックを念頭に置いた報告が職員からなされた。

6 復興計画等

(1) 概要

現在、福島県は「福島県総合計画（2022▶2030）」をはじめ、「第2期福島県復興計画」（令和3年3月策定）等を踏まえながら、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故の被害からの復興・創生を推進している。県の復興計画等の改定、進行管理や県の復興の総合調整機能を担う「新生ふくしま復興推進本部」に係る業務のほか、福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生計画に係る業務等、福島県の復興に向けた取り組みを側面支援するため、都は、福島県の関係部署に平成24年度から職員の派遣を開始した。



バリケードで封鎖されている帰還困難区域（令和4年現在）

令和4年8月30日に、双葉町内の特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、福島第一原子力発電所事故後11年目で全町避難が継続する自治体はなくなった。（「避難指示区域の概念図」参照）

令和4年度現在、福島県において、避難指示がなお残る市町村との連絡調整や避難地域にある市町村の帰還及び復興の推進を担う部署である避難地域復興課に都職員を派遣し、復興の支援を継続している。なお、職員の派遣状況は下表のとおりである。

・派遣状況

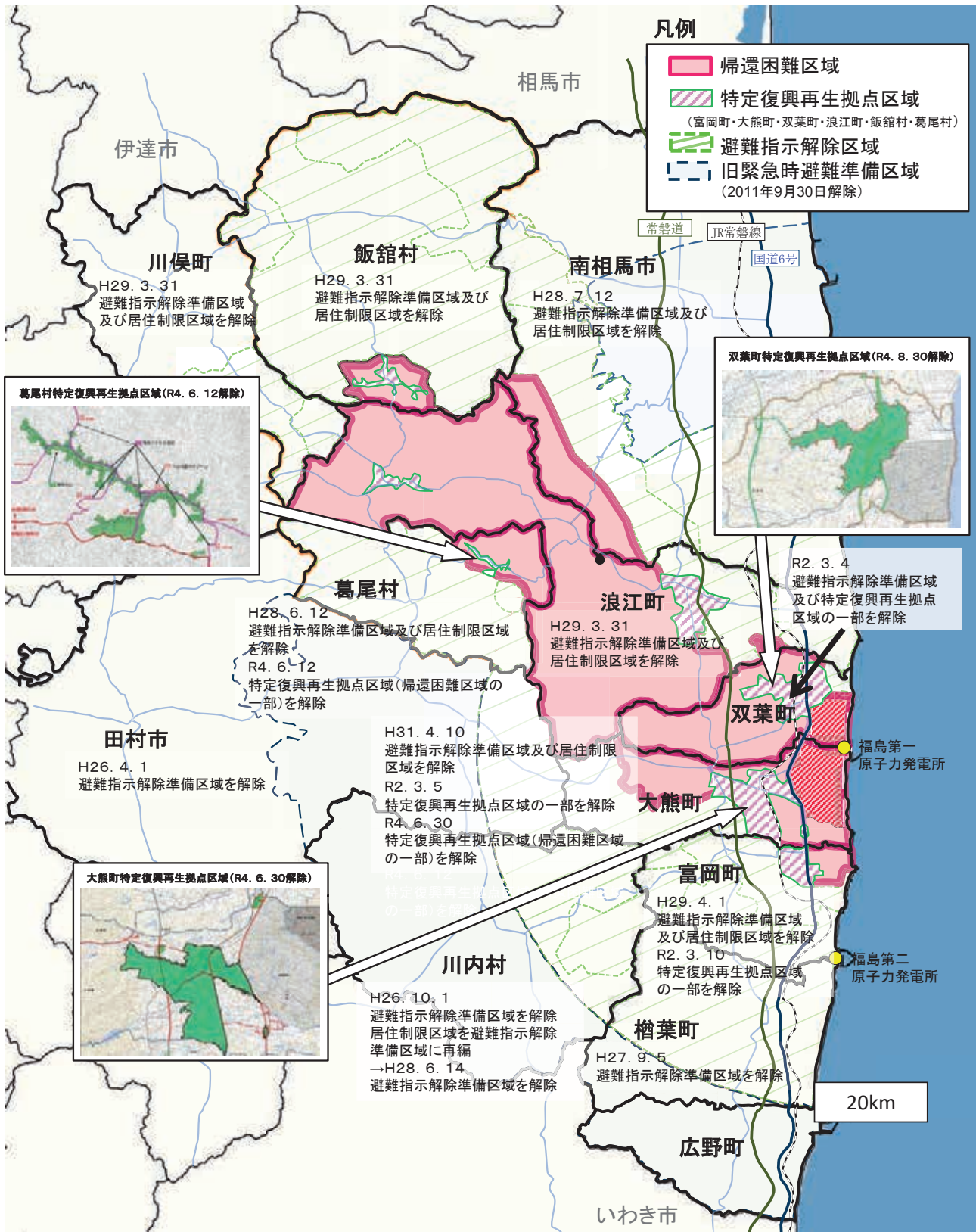
配属先	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 / R元	R2	R3	R4
企画調整部 復興・総合計画課	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
企画調整部 地域振興課	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
企画調整部 企画調整課	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-
避難地域復興局 避難地域復興課	-	-	1	2	2	2	2	2	2	2	2

※派遣職員数は各年度4月1日時点

※避難地域復興局は平成24年4月に新設。現時点（令和4年）では4課体制で業務を推進している。

避難指示区域の概念図

令和4年8月30日時点 双葉町特定復興再生拠点区域の避難指示解除後



出典 福島県ホームページ

(2) 取組実績**ア 避難地域復興局 避難地域復興課**

現在（令和4年度）も都職員を派遣して支援を継続している避難地域復興課で担った主な業務について、以下に紹介する。

(ア) 避難12市町村*の将来像の検討（平成26、27年度）

東日本大震災に伴う原子力災害により、原発の立地する沿岸部とその周辺部を中心とする12市町村に避難指示等が出された。その避難地域の復興に向け、国、県、市町村が一体となって当該市町村に特化した将来の姿を検討する場が持たれ、都職員は県の窓口として、復興庁と市町村の調整、また、県としての将来像の検討等に携わった。

検討に当たっては、国が立ち上げた有識者会議に先立ち、県においてもプロジェクトチーム及びワーキンググループが設置され、都職員は事務局として議論の進め方、課題・論点の提示、議論の取りまとめなどを担当した。

※避難12市町村…東日本大震災に伴う原子力災害により避難指示区域等が設定された12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）

(イ) 福島再生加速化交付金業務（平成28年度～）

本交付金は、原発事故による避難住民の早期帰還促進や新規移住者の移住・定住促進、地域の再生加速化を目的として、県や避難市町村等を対象に、国が財政支援を行う制度である。本交付金を活用して県の復興を推進するため、都職員は市町村との調整や国との折衝、庁内調整、予算編成、議会対応等の業務を担当した。

また、復興の進度に応じて変化する被災地の支援ニーズを本交付金に反映させるため、避難12市町村との意見交換会や県庁内各部署の改善要望について取りまとめを行い、国への要望活動を実施するなどした。

(ウ) 各種要望活動、政府予算対策〈復興関連予算〉（平成28年度～）

福島県では、復興に係る各種課題の解決に向け、復興財源となる国予算の確保や国の取組（法制度改正、事業実施など）を求めめるために、翌年度の国予算概算要求や概算決定のタイミングに合わせて国への要望活動を継続実施しており、都職員は要望書の取りまとめ、県庁内各部署や復興庁など各省庁との調整等を担当した。

(エ) 被災市町村との連絡調整業務（平成26年度～）

原発事故に伴い帰還困難区域を有する被災市町村のいくつかを担当し、会議への参加などを通じて当該市町村の課題を把握し、避難地域復興局内での情報共有を徹底する等の連絡調整業務を担った。

また、帰還困難区域内に設定された「特定復興再生拠点区域」内における除染やインフラ整備を進めていく上での課題を県と各市町村とで共有し、解決に向けて話し合いをもつ会議に参加するとともに、会議に係る調整業務なども担当した。



福島県スローガン 「ひとつ、ひとつ実現するふくしま」

派遣職員の声

- 避難地域復興に係る企画・調整を担当する避難地域復興課に配属された職員全員から「現場感覚」「現場主義」の重要性についての報告があがった。
同課の県職員が避難地域に関する情報に敏感で、避難地域のニーズや現場の状況を把握するために、幾度各市町村役場や復興関連施設等に足を運ぶという動きを見たとの認識である。
- 国と市町村との間に立って、復興事業の調整等は厳しい判断を迫られることも多く、その時の判断基準は「福島の復興にとって真に必要なことか否か」であった。その判断基準を持つためには、現場をしっかりと知らなければならぬという声があった。
- 福島県での業務経験を踏まえ、「施策の先にいる都民を常に念頭に置き、現場の視点を意識することで、課題・問題の背景となる本質を見失うことなく、都政課題の解決に向けて尽力していきたい。」との声も聞かれた。
- 「避難地域復興課は庁内各部局をはじめ市町村に対する照会、依頼や個別の調整をすることが多く、かつ非常に短い期間でお願いすることが多いため、メールだけではなく電話や直接会って説明するなど、丁寧にフォローすることを心掛けた。
そのことによって、相手の理解を得られやすくなり、また進捗状況が確認できるほか、良好な関係を築くことができ、円滑な業務の遂行にもつながった」、といったコミュニケーション方法についての気づきの声も多く聞かれた。
- 「避難地域の将来像という、どこにもない初めてのものを作り上げることの難しさを痛感し、その中でも仕事を全うするためには、ただ考えるだけでなく、考えたことを形にし、わかりやすく伝える力や交渉・調整する力、器の大きさが重要であることを身に染みて感じた。
また、諦めず考え続けることの大変さ、そして大切さも認識できた。そのうえで仕事と自分の生活とのバランスを保つ重要性を身をもって教えてくれる方が周囲にたくさんいたことは、得難い教訓となった」、との声も聞かれた。

7 用地取得

(1) 概要

福島県では、東日本大震災からの復旧・復興のために様々な土木事業を実施しており、その中で、福島第一原子力発電所事故に伴う避難解除等区域の復興を周辺地域から強力的に支援するための道路として「ふくしま復興再生道路」8路線を指定し整備を進めている。当該路線をはじめ、復興に関連する道路事業に係る用地取得業務を支援するため、都は、平成31年（令和元年）度から令和3年度まで、いわき建設事務所用地課に職員を派遣した。

・派遣状況

年度	H31 / R元	R2	R3
派遣人数	1	1	1

※派遣職員数は各年度4月1日時点

(2) 取組実績

ア いわき建設事務所 総務部 用地課

配属先で用地取得を担当した主な路線（工区）は次のとおりである。

- (ア) 令和元年度：国道 399 号線（十文字工区）、県道小野富岡線（小白井工区）、県道いわき上三坂小野線（中町工区）
- (イ) 令和2年度：県道小野富岡線（小白井工区）、県道小川赤井平線（小川橋工区）
- (ウ) 令和3年度：県道いわき上三坂小野線（和久工区、滝工区）



県道小野富岡線（小白井工区）
旧道（写真左）のバイパス道路（写真右）を新設



県道小野富岡線（小白井工区）開通式（令和3年3月）

〈工事前〉



「小野富岡線 小白井工区 令和3年3月25日全線開通」
バイパスにより、安全に通行可能となった。

〈完成〉



派遣職員の声

- 用地課に配属となった都職員からは、用地取得業務の経験を有していなかったが、職場全体が快く迎えてくれ、相談しやすい環境だったことから業務の知識を深めながら用地交渉にあたる事ができたとの報告があった。
- 住民対応に苦慮するなか、所属の上司から「県民目線で考える」との教えを繰り返し受け、自ら打開策を深く考え実行し、最終的に住民の方から労いの言葉をかけてもらった等の報告もあり、福島県の復興支援のみならず、職員の成長にもつながったことが伺えた。

8 産業再生等

(1) 概要

東日本大震災、福島第一原子力発電所事故により打撃を受けた地域経済の核となる中小企業等の事業継続、再開や企業誘致、また、産出額が大きく減少した農林水産業の再生など、福島県の産業再生等に向けた取組を支援するため、都は平成24年度から順次、職員の派遣を開始した。派遣状況は、下表のとおりである。

・派遣状況

配属先	派遣時期	派遣人数	従事業務
商工労働部 雇用労政課	平成24～28年度 平成30年度～	1名	安定雇用を行う事業所に対する助成金支給業務
商工労働部 産業創出課	平成24～30年度 (うち27～29年度)	1名 (2名)	再生可能エネルギー産業の集積に関する業務
商工労働部 医療関連産業集積推進室	平成25～30年度	1名	医療関連産業集積プロジェクトに関する業務
商工労働部 観光交流課	平成26～27年度	1名	ふくしまディスティネーションキャンペーン等に係る各種キャンペーンの企画・運営及び実施業務
商工労働部 経営金融課	平成29年度～ (うち令和元年度)	1名 (2名)	中小企業等復旧・復興支援事業補助(グループ補助金)に関する業務
商工労働部 ロボット産業推進室	平成30～ 令和2年度	1名	ロボット関連産業集積支援に関する業務
農林水産部 農産物流通課	平成24年度 平成25年度～	1名 2名	農林水産物の風評対策に関する業務(販路拡大、消費拡大等)

(注) 派遣職員数は各年度4月1日時点

(2) 取組実績

上記配属先の業務の中から、現時点(令和4年度)で職員を派遣し、支援を継続している次の3部署でのこれまでの取組を紹介する。

ア 商工労働部 雇用労政課

東日本大震災、福島第一原子力発電所事故により多数生じた離職者対策が急務であった福島県を支援するため、都は、平成24年度から県の労働施策全般を所管する雇用労政課に職員の派遣を開始し、現在(令和4年度)も支援を継続している。

都職員は、失業者等の雇用機会等を創出するために実施されている緊急雇用創出事業である「ふくしま産業復興雇用支援助成金」に係る業務を担当した。

同助成金は、被災地である県内全域の安定的な雇用創出や地域産業、経済の活性化を図るため、将来的に県内の雇用創出の中核となることが期待される事業を行う事業所に対し、被災求職者を雇用する場合に雇用に係る費用を支援するものである。

同助成金業務に関する主な取組は以下のとおりである。

(ア) 助成金募集準備事務

毎年、厚生労働省が定める事業運営に係る実施要領に則して制定する、県の支給要綱の策定に係る事務を担当し、また、その際に、国の実施要領の範囲内で事業の利用を促進するための運用改善を検討するなどした。

年度当初に要綱の改正作業を実施し、助成金申請の手引きや申請様式等を県 HP 等で周知したうえで、例年8月から数次にわたり申請募集を行っている。

(イ) 現地調査

過去に本助成金を支給した事業所を対象に、提出された申請書や実績報告書に不正がなかったかを確認するため、現地調査にあたった。調査では雇用関係、賃金支払関係について支給要件を満たしているか、労働基準法を順守しているか等を確認した。

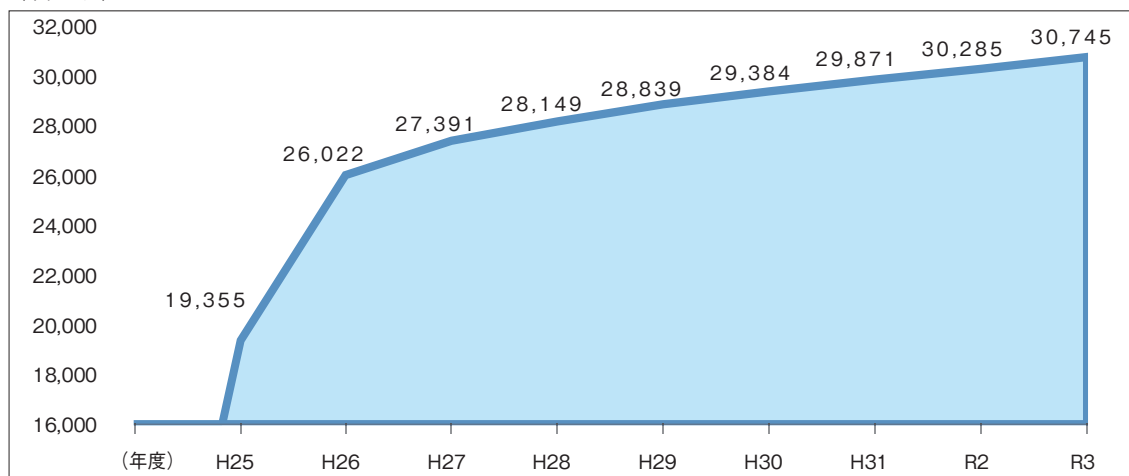
(ウ) 支給申請及び実績報告に対する審査事務

当年度の支給申請や前年度までに支給決定した事業所から提出された実績報告の審査を実施した。助成金額は、事業所から提出された実績報告の書類に基づいて確定されるため、齟齬がないよう、的確な審査に努めた。

(エ) その他

震災後の新規事業である「ふくしま産業復興雇用支援助成金」の事務処理について、平成 24 年度に委託事業化を提案、導入し、膨大な事務作業の軽減化を進めることにより、より効果的な事業実施に貢献した。

「ふくしま産業復興雇用事業」による雇用人数累計
(単位：人)



(統計数値出典「ふくしま復興のあゆみ」各版より)

派遣職員の声

- 助成金の支給というソフト面の政策であることから、復興にどれだけ貢献できているか判断がつかなかったが、平成 30 年度から制度化された現地調査で現場の声を聞くことができるようになって実感がわいた、という声が多く聞かれた。
 - 「この助成金によって採用活動を活発化させることができた。雇用を生むことで地域貢献したい。」
 - 「助成金のおかげで会社を立て直すことが出来た。これがなかったら会社をたたんでいた。」
 - 「この助成金を利用して雇った人材が活躍してくれている。」
 というような事業者の声を直に聞き、自分の仕事が役に立っていたことを実感し励みになった、あるいはやりがいを感じたというものである。
- 現地調査で、知識不足から労基法等が順守されていない事例を発見し、説明した際に「お話が聞いてよかった。すみやかに改善する」と言われ、事業所の労務管理の改善や従業員の働きやすさに微力でもお役に立てれば嬉しい、という視点での報告もあった。

イ 商工労働部 経営金融課

福島県は、原子力災害により避難指示が出された12市町村の事業者の事業や生業等の再建等を支援し、働く場の創出や買い物をする場など、まち機能の早期回復を図るため、平成28年度から「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」事業を開始した。

都は、翌29年度から当該事業の実施を支援するため、経営金融課に職員の派遣を開始した。現在（令和4年度）は、同課で実施している「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」を支援するために職員派遣を継続している。

（ア）福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金（平成29、30年度）

当該補助金は、原子力発電所事故で被災した12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）で事業を行っていた中小事業者及び社会福祉法人に対して、その事業に要する経費の一部を補助するものである。

都職員は、補助金に関する審査、交付決定、実績確認等の一連の業務を担当した。また、補助金の確定にあたり、実地調査にもあたった。

（イ）中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（令和元年度～）

当該補助事業は、東日本大震災及び原子力発電所事故により甚大な被害を受けた地域で中小企業等グループが産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合、その事業に要する経費の一部を補助することで、被災地域の復旧及び復興を促進することを目的としている。

都職員は、補助金に関する審査、交付決定、実績確認等の一連の業務に携わった。

派遣職員の声

- 補助金の申請内容と報告内容とに大きな相違があり補助金の返還交渉が必要になった事例、また、補助金審査の結果不採択となった事業者に対して結果の説明が必要な事例など、相手方とのやりとりに困難が生じるケースも多々あった。
都職員それぞれが考え、たどりついた結果が、電話ではなく現地まで行き直接話すこと、相手の心情にできる限り寄り添って考えること、こちらから一方的に説明するのではなく相手の話を聞くことや話を引き出すことを意識すること、といった対応方法であった。
- グループ補助金業務では、復興事業計画の認定から復旧完了後の実績確認という一連の過程に携わることができ、その間、事業者に直接関与していくので、無事に補助金の支払いまで完了したときに達成感を感じるとともに、事業者から「補助金のおかげで会社をたたまずに済んだ」といった言葉をもらいやりがいを感じたという報告も複数聞かれた。
- 平成30年度派遣の職員からは、「『震災から8年経った』とよく言われるが、この地域は7年間の空白があり、我々にとっては1年目である。」と事業再開した事業者から言われ、復興の状況、地域の実情に応じた、息の長いきめ細かい支援が必要だと実感したという声が聞かれた。

ウ 農林水産部 農産物流通課

東日本大震災後、福島県の主力産業のひとつである農林水産業は、福島第一原子力発電所事故等の影響により、風評等のダメージを受けていた。

農産物の安全・安心対策、風評対策、消費・販路拡大等、増大した新たな業務の支援にあたるため、都は、事業を所管する農林水産部農産物流通課への職員の派遣を平成24年度から開始し、現在（令和4年度）も支援を継続している。

これまで都職員が携わってきた主な事業について、次に掲げる。

(ア) 海外輸出業務（平成 24、25 年度）

平成 24 年、シンガポールの見本市に参加し、福島米の試食を実施した。その際、試食用の米を現地の放射性物質検査を経て持ち込もうとしたところ、先方に試食等を断られたため、政府間でのルールに則った対応である旨主張し、米の試食が実現した。

また、関係者の粘り強い努力により、同年度に実現したタイへの福島の桃「あかつき」の輸出の継続のため、平成 25 年には、まとまった出荷量を確保するための出荷調整を担当した。JA や果樹団体の説得、調整の結果、桃の一大産地である県北地方の全ての JA・団体が輸出に取り組むことになり、新たな輸出国であるマレーシアへの輸出も含めて、桃の輸出は前年度の約 3 倍となった。



海外でのふくしまの桃販売風景



「ふくしまの食材は安全・安心・おいしい！」イベント風景
(平成 29 年)

(イ) 風評対策提案事業（平成 26～28 年度）

次世代を担う若者の行動力や感性等の「若い力」を生かして、農林水産物を中心に観光等も含め様々な“ふくしま”の魅力を発信する斬新な活動を支援し、福島県産農林水産物に対する風評払拭や消費・販路拡大を図る事業である「チャレンジふくしま若い力による風評対策提案事業」を担当した。

都職員は、NPO 法人等団体との委託契約の締結、団体との連絡調整、イベント対応、進捗管理等を担った。

(ウ) 消費・販路拡大に係る業務（平成 24 年度～）

① トップセールスによるイベント対応

福島県では、県産農産物のおいしさと安全性を PR するために知事や副知事が積極的に消費地の市場や量販店等に出向き、先頭に立ってセールスを行っている。都職員は、県外大都市圏の百貨店、量販店、卸売市場、イベント会場等におけるトップセールスを担当し、その企画調整、各種手配、行事当日の対応等に携わった。コロナ禍で、急遽、リモートでつなぐトップセールスに変更するなど、情勢にあわせた実施にも尽力した。

② オンラインストアによる販売促進業務

全国の消費者に県産農林水産物の魅力を知ってもらうため、大手オンラインストア（Amazon、楽天市場、Yahoo! ショッピング）と連携した、販売促進キャンペーンや新たにオンラインストアに出店する事業者の支援、ポータルサイトを通じた情報発信業務を担当した。なお、都職員はポータルサイトの構築に携わり、オンラインストアが県内生産者等の主要な販路のひとつに位置付けられるよう業務に取り組んだ。

③ テレビ CM、ポスター等による情報発信業務

福島県では、県産農林水産物の魅力や安全性を全国に発信するため、平成 24 年度から「ふくしまプライド。」テレビ CM や PR 資材を制作しており、都職員は広告代理店が提示する CM や PR 資材の案に県の意見を反映させるための連絡調整、出演生産者や撮影地の調整、撮影の立ち合いから放映後の広報など

を担当した。

完成したCMはテレビやオンラインでの放映、量販店・百貨店でのフェアや各イベント等で使用された。

④ 調査分析業務

首都圏等の消費者を対象とした「消費者定量調査」、県内農業者を対象とした「風評に関するアンケート調査」の実施、調査結果の取りまとめ等を担当した。

調査では、消費者の県産農産物の印象や購入意向、また農業者に震災前と震災後での出荷量・販売金額の変化や風評を感じた実例などを聞き、調査結果については関係機関が参画する会議での議論を経て、各種事業に活用されている。



量販店での知事トップセールス（大阪）



生産量全国第2位を誇るふくしまの桃



関西の量販店で県産米PR



ポップアップストアでの福島米「福、笑い」の魅力発信

派遣職員の声

- イベント対応で繁忙期は土日出勤が続くことも多く、膨大な業務をスピード感をもって遂行していくことが求められる職場であり大変だった。また、インフラ・ハード系と違い、農林水産業の復興は視覚的にはわかりにくいいため、業務の成果も見えづらい。ただ、お客様に農産物を買っていただき、「美味しくてまた買いにきた」等の言葉を目の前でいただくことは、嬉しさや大きなやりがいにつながったという声が多く職員から寄せられた。

また、忙しいからこそ、業務に追われないように効率的かつ計画的に仕事を進めるように工夫し、それが身についたという報告も複数あった。

- 震災後間もなく、まだ風評も大きかった時期に派遣された職員からは、「信念をもって仕事をすれば、味方になってくれて、自分の仕事を応援してくれる人が必ず現れる。そういう時は、結果として仕事が思うような結果にならなくても、すがすがしい」という実感も寄せられた。

- 農産物の輸出に携わった職員からは、「風評、売れ残り、輸送ダメージ等のリスクを全て背負って、福島のことを本気で考え、福島で暮らす方々に思いを馳せ、尽力してくださる数えきれない多くの「人」に支えられ、「人」と「人」との「思い」が繋がって、初めて「思い」を形にすることができると実感した。そうした実感を持って仕事に取り組めたことは大きなやりがいであり、かけがいのない財産となった」との声が聞けた。
- 福島県外の大学で、福島県産農産物のPRイベントの実施を予定していたが、学内の留学生を中心に福島県産農産物を取り扱うことに激しい反発があり、大学内でのイベントを中止する事態となった。担当していた職員からは、震災から4年が経過し、福島県産農産物に対する安全性が高まっている中、外国などの福島から遠い地域ではその情報が行き届いておらず、風評の根強さを体感したとの声があった。
- 都職員は、派遣されている身分ではあるが、当然ながら県職員として農産物の消費・販路拡大に取り組んだ。イベント等で農産物をPRするうえで、地理や観光についてなど、福島県の知識を広く習得することも重要であり、全派遣職員がそれを実践していた。
一方で、翻って自分自身を考えたとき、都の職員でありながら東京のことをあまり知らないと痛感させられた。改めて東京の強み、弱み等について、学び直したいとの声もあった。
- 「農産物流通課には、事務分掌を越えて、当たり前前に課員が助け合いながら業務を進める風土があった。自分も様々な場面で助けてもらった。このような協力体制の背景には情報共有、業務に関するデータ管理が不可欠。「誰が見ても業務状況がわかる」形に、日頃から情報を整理しておく重要性を学んだ」との気づきの声もあった。
- 「帰還困難区域で未だ当時のままの姿を残す様子や地震津波被害の爪痕を見ると、復興に要する道のりの長さを痛感した」と令和3年度派遣職員からの声があった。

9 住宅関連事業

(1) 概要

東日本大震災による避難者が、安心して生活するための基盤である住宅に関し、災害救助法に基づく応急仮設住宅のうち借上げ民間賃貸住宅の供与に係る業務を支援するため、都は、震災後間もない平成24年度に職員を派遣した。

その後、避難指示区域の縮小に伴い、避難状態の早期解消を進める福島県の復興を後押しするため、平成31年（令和元年）度から令和3年度まで、同部署に職員を派遣した。

また、原子力災害等により長期避難を余儀なくされている住民の居住の安定を図るために平成29年度を期限として整備が進められていた「復興公営住宅」（災害公営住宅）*の建設を支援するため、平成28年度から建築職の職員を派遣した。派遣状況は下表のとおりである。

*地震、津波等の災害で自宅を失った被災者向けに地方自治体が整備する賃貸住宅を「災害公営住宅」という。福島県では、福島第一原子力発電所の事故等による避難者のための住宅を県が整備しており、これを「復興公営住宅」と称している。

・派遣状況

配属先	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3
		土木部 建築指導課	1	-	-	-	-	-	-	1	1
土木部 建築住宅課		-	-	-	-	1	1	-	-	-	

※派遣職員数は各年度4月1日時点

(2) 主な成果

ア 土木部 建築指導課

都職員は、民間賃貸住宅の借上げ業務に関連し、主に次の業務に携わった。

(ア) 契約締結業務

新規契約や変更契約の審査、解約処理及び中途解約による家賃清算等の事務を担当した。また、借上げ住宅の賃貸借契約は定期借家契約であり、1年毎に更新する必要があることから、今後の意向確認等、契約更新に向けた業務を行った。

(イ) 住宅復興資金（二重ローン）利子補給事業

住宅再建支援業務の一環として、東日本大震災で住宅を被災した方が、新たに県内に住宅を確保する際に、既存ローンの利子相当額を補助する業務に携わった。

(ウ) 不適正利用防止の取り組み

災害救助法に基づき「自らの資力では住家を得ることができないもの」とされている借り上げ住宅の供与者に不適正な利用（居住実態なし等）があった場合は、関係市町村と連携して退去交渉等を行った。また、不適正利用に伴い発生した賃料相当損害金等の回収業務に携わることもあった。

イ 土木部 建築住宅課

(ア) 復興公営住宅の整備

市町村が整備する地震・津波被災者向け災害公営住宅の整備は平成27年度末に概ね完成していたが、県が整備を進める原子力災害による避難者向けの復興公営住宅の整備は平成29年度の全体整備完了に向け事業を加速させていた。

都職員は、平成28年、29年に三春町、広野町、いわき市に立地する住宅建設に携わり、期限内での全体整備に向け、合計約350戸を完成させた。



県営下北迫団地（広野町）平成29年10月入居開始



県営平沢団地（三春町）平成28年11月入居開始

派遣職員の声

- 住宅の不適正利用防止の取組など、東京にいるときには全く知らなかった復興の影の側面にも向き合わなければならず、どう進めてよいか迷う中、課内の職員で「災害救助とは何か」という原点に立ち返って議論を重ね問題解決につなげた経験から、課全体で意見を出しながら課題に取り組むという職場の雰囲気を都でも創り出せる職員になりたい、という思いが派遣された職員から聞かれた。
- 「福島県の復興公営住宅の建設には、木造住宅も取り入れられており、都では経験できないバリエーションに富んだ住宅建設を行えたことは建築職冥利に尽きるものであった。また、復興公営住宅の設計では、快適な居住環境の確保のみならず、住む人が孤立することなく安心して暮らせる建物にしていこうという福島県の哲学が反映されており、よりよいものを造っていこうとブラッシュアップを続けている前向きな姿勢を自分も持ち続けていきたい」、というような、職員の今後の仕事の糧になったとの報告が聞かれた。

10 公共建築物整備

(1) 概要

東日本大震災後、福島県では、①震災で傷んだ県庁西庁舎の免震化、設備長寿命化のための改修工事、②複数の庁舎や民間ビルに点在する警察本部庁舎の新築工事、③新たに整備される県庁北庁舎の情報通信網の整備が検討されていた。

都は、実施段階に入った平成27年度から3年間、設備系職員（電気職）を総務部施設管理課に派遣した。派遣状況は下表のとおりである。

・派遣状況

年 度	H27	H28	H29
派遣人数	1	1	1

※派遣職員数は各年度4月1日時点

(2) 主な成果

ア 総務部 施設管理課

都職員は、県庁舎の維持管理、改修等を所管する総務部施設管理課に配属され、主として以下の業務に携わった。

(ア) 県庁西庁舎の免震化等改修工事

鉄骨造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）、地上12階地下2階建て、延べ面積26,538m²である西庁舎の免震化、設備長寿化のための電気設備改修工事設計、発注、工事監督等を担当した。「居ながら改修」工事であったため、工事の進行に様々な制約がある中、関係部署と調整を重ねて工事を竣工させた。

(イ) 警察本部新庁舎新築工事

鉄骨鉄筋コンクリート造、7階建、延べ面積24,482.72m²である福島県警察本部の工事に携わった。県警本部は、災害時の危機管理対応や業務継続を可能とする非常時に強い危機管理拠点として計画されていた。そのため、新庁舎建設に際し、電気設備に関しては不測の事態に備えるため、本線予備線2回線受電、非常用発電機、無線電源装置の導入など求められる条件を一つ一つクリアしながら工事を進めた。



福島県警察本部庁舎工事風景

(ウ) 県庁北庁舎情報通信網工事

鉄骨造7階、延べ面積 8033.92m² である県庁北庁舎の情報通信網工事の設計・発注、監督業務を担当した。新庁舎への執務室移転に際し、当初予定していた部署内のレイアウト変更が多々発生したが、柔軟に対応することで予定どおり工事を竣工させた。



受変電設備



非常用発電設備

派遣職員の声

- 福島県では震災以前から技術職の人数が不足しており、若手でありながら大規模工事の契約から現場スタート時の大事な時期を担当できて貴重な経験になったこと、また、庁舎改修に当たり、電気設備としては最も重要となる基幹設備である受変電設備の更新に関わられたこと等、派遣職員の全員が「やりがい」を感じたと報告していた。
- 福島県で携わった業務を通じて、工事の障害が発生した場合でも人任せにせず、自分でできることは積極的に進めるフットワークの軽さやスピード感が大切だ、ということが大きな教訓になったなど気づきを得たことの報告もなされた。

11 医療復興等

(1) 概要

福島県では、福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域等の設定により、多くの住民が避難を余儀な

くされた双葉郡などで、避難指示解除後の住民帰還に向け、医療提供体制の再構築が急がれていた。平成 27 年 9 月に国、県、地元市町村及び関係団体を構成員とする「双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会」が設置され、二次救急医療機関の先行整備にかかる計画の立案、具体化の必要性について検討されていた。

都は、当該検討会の運営、また検討結果を踏まえた施策の推進をバックアップすることにより、避難地域の医療復興を支援するため、平成 28 年度から保健福祉部地域医療課への職員の派遣を開始した。派遣状況は下表のとおりである。

なお、令和 4 年現在、保健福祉部で同様に医療分野を所管している医療人材対策室へ職員を継続して派遣している。

・派遣状況

配属先	年度							
	H28	H29	H30	H31 / R元	R2	R3	R4	
保健福祉部 地域医療課	1	1	1	1	1	1	—	
保健福祉部 医療人材対策室	—	—	—	—	—	—	1	

※派遣職員数は各年度 4 月 1 日時点

(2) 取組実績

ア 保健福祉部 地域医療課

避難指示区域への住民帰還促進のためには、生活インフラ整備や医療提供体制の充実などの環境整備が必要であるが、避難先で新たな生活をしている避難者の帰還数が想定できない中、医療機関の経営には困難が想定された。そのような中で、都職員は地域医療課で、計画担当として避難地域の医療復興業務を支援した。都職員が地域医療課で携わった主な業務について、以下に紹介する。

(ア) 双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会に係る業務

避難指示区域がある双葉郡における二次救急医療体制の確保、県立ふたば医療センター附属病院の設置（平成 30 年 4 月開院）、多目的医療用ヘリの運航などを検討する委員会において、都職員は事務局を担当し、検討会の開催事務、関係者との連絡調整業務等に携わった。



ふたば医療センター附属病院(左は建設中の様子(平成 29 年 8 月から 12 月頃))

(イ) 医療機関の経営安定化に向けた支援

避難指示が出された地域で医療提供を休止している医療機関に対し、事業再開等に向けた補助金交付による

財政的な支援だけでなく、中長期的な視点で安定的な経営ができるように支援していくことが重要課題であった。そのため、原子力災害等により被災した事業者に経営アドバイスを行い総合的に支援するために官民合同で組織された公益財団法人福島相双復興推進機構とともに、医療機関や市町村を訪問し、事業者支援の検討にあたった。

(ウ) 補助金交付事務

避難地域における医療機関の再開に必要な施設・設備費や運営費補助、また、医療従事者が極端に減少した避難地域とその周辺の地域において、看護師や救命救急士等の技術力向上に対して行う補助など、「福島県原子力災害等復興基金」を財源とした「福島県地域医療復興事業」に係る各種事業を担当し、補助申請の審査や支出のほか、補助金交付要綱及び要領の改正等を担当した。

派遣職員の声

- 復興状況や被災した地域の状況に応じた支援を見極めたうえで事業の見直しや新規事業の立ち上げを行う必要があるが、思うように業務を進めることが出来ず自身の能力不足を痛感し落ち込むこともあった。あるいは、即戦力が期待される職員として派遣されているにもかかわらず、うまく仕事を進められないことに対して自分の経験やスキル不足を痛感し、「何のために派遣してもらっているのか」と落ち込むこともあった、というように避難地域の医療復興業務の難しさを物語る話が聞かれた。それでも県の地域医療課の職員や周りの職員の皆にフォローしてもらい仕事をやりとげることが出来たという声が併せて聞かれた。
- 東京を離れ、支援業務に携わる事もさることながら、自分の事を誰も知らない組織の中で、自分にどれ程の適応力や順応性があるかを客観的に見ることができ、都職員として、また個人としてもう一回り成長できたとの声も聞かれた。

12 看護事業

(1) 概要

平成30年4月、復興事業が進められている双葉地域において、二次救急医療をはじめとする地域に必要な医療を提供することを役割とする「ふたば医療センター附属病院」が開院した。

福島第一原子力発電所から直線距離で8kmほどの場所（所在地は富岡町）に位置し、相双地区の復興へ向けに整備された病床数30床の病院であり、病院の立ち上げにあたり都は看護師2名を派遣した。

開院当初は、県採用の看護師10名、関東圏自治体からの応援看護師6名からのスタートであり、経験年数や経験診療科も様々である中、病院の安定的な診療提供に向け助力した。職員の派遣状況は、下表のとおりである。



ふたば医療支援センター附属病院



多目的医療ヘリ

・派遣状況

年度	H30	H31 / R元	R2
派遣人数	2	1	1

※ 派遣職員数は、各年度4月1日時点

(2) 取組実績

ア ふたば医療センター附属病院

都職員は同病院の看護部に配属され、病棟業務を中心に看護業務に携わった。既存の病院ではなく新設された病院のため、病院全体が一からスタートする状況であった。その中で携わった主な業務は次のとおりである。

(ア) 医療安全マニュアル作成

病院事業のスタートにあたり、各種業務マニュアルの見直しや新規作成が行われ、医療安全マニュアルの作成に取り組み、平成30年11月に完成させた。また、病棟看護と並行して、医療安全を担当する係にてインシデント報告の事例検討や分析を主導した。

(イ) 感染管理、教育

感染管理委員会の立ち上げにあたり、検討事項や議事の整理・提案、院内の勉強会資料の作成、マニュアル整備を進めた。また、標準予防策、手指衛生について全職員を対象とした研修を企画、実施し院内での普及を進めた。

(ウ) 新人教育プログラムの作成

平成31年（令和元年）に新人看護師が採用されることになり、都職員は他県の支援スタッフとともに教育プログラムを作成したほか、病棟に配属された新人看護師の教育を担当するなど、人材育成面の支援を行った。



執務風景

(エ) 新型コロナウイルス対応

令和2年度には、新型コロナウイルス対応マニュアルの作成を病院のスタッフとともに行うなど、感染症対策に携わった。

院内に感染症認定看護師がいない中、職員の不安の一つひとつを解決していくためにスタッフ間での協議を重ねた。共有ファイルを作成し、看護にあたっての疑問点や解決策などを自由に書き込めるようにし、院内のコミュニケーションの円滑化を図るなど尽力した。

さらに、はじめて新型コロナウイルス患者を受け持つ看護師には必ずサポートに入るなど、職員の育成に努めた。



COVID19 対応
初期の頃はビニール袋とシャワーキャップでの作業だった。

派遣職員の声

派遣された職員からは、これまでは全てができ上がっている、物事が決まっている箱の中で働いてきたが、病院の立ち上げ期に業務に携わり、一から物事を決めていくことの難しさ、そのような中でリーダーシップを発揮していく重要性を認識したこと、また、組織を円滑に運営していくためには、病院内の多職種が協働していかなければならないことを再認識したとの報告が聞かれた。

13 避難者支援

(1) 概要

福島県における東日本大震災の被害は、地震、津波に加え、福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示によるもの等、広範に及んだ。県は震災直後の平成 23 年 3 月 18 日、災害対策本部内に県外避難者支援を所管するチームを発足させた。都は同年 8 月 1 日から同部署に職員 3 名の派遣を開始した。なお、福島県は平成 24 年 4 月 1 日、同チームのこれまでの業務を引き継ぐとともに、将来的に長期化が見込まれる避難生活に対し組織的に対応するために生活環境部に避難者支援課を設置した。平成 27 年 4 月 1 日には避難者支援課は、避難地域にある市町村の帰還及び復興支援を推進するために設置されていた避難地域復興局に移管され現在に至っている。

東日本大震災から 12 年目である令和 4 年 11 月 1 日時点での調査では、福島県内外への避難者数は 27,784 人である（福島県 HP より）。都は、福島県の避難者支援に係る業務を推進する避難者支援課及び生活拠点課に下記の「派遣状況」のとおり、現在（令和 4 年度）も職員を派遣し支援を継続している。

・派遣状況

配属先	年度												
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R元	R2	R3	R4	
災害対策本部 活動支援班 県外避難者チーム	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
避難地域復興局 避難者支援課	-	2	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	
避難地域復興局 生活拠点課	-	-	-	-	-	1	1	1	1	1	1	1	

※派遣職員数は各年度 4 月 1 日時点（平成 23 年度は 8 月 1 日時点）
 ※避難地域復興局は平成 24 年 4 月に新設
 ※避難者支援課は平成 26 年度まで生活環境部内組織。27 年度から避難地域復興局に移管
 ※生活拠点課は平成 27 年に避難地域復興局に新設

(2) 取組実績

ア 避難地域復興局 避難者支援課

避難者支援課は、県内外に避難している県民の避難生活が長期化する中、ふるさととの絆を保ちながら、避難先での生活の安定化はもとより、帰還や生活再建に向け、関係自治体、民間団体等と連携し、情報提供や相談対応などきめ細かな支援を継続して実施している。

都職員が避難者支援課で携わった主な業務について、以下に紹介する。

(ア) 情報提供

都職員は避難者向けの情報を迅速に提供できるよう「県外避難者支援ブログ」を作成したほか、福島県職員とともに県民の県外避難先での交流の場に赴き、県や避難元市町村の情報を直接伝えるなどの取組を推進した。また、避難者支援課独自の広報誌である「ふくしまの今がわかる新聞」の編集、避難者の生活再建に役立ててもらうための「避難者支援ハンドブック」の発行など、様々な業務に携わり避難者への



福島の今がわかる新聞 (vol.94 令和 4 年 11 月発行)

情報提供、そして情報提供を通じた避難者の実態やニーズの把握に努めた。

(イ) 相談対応

避難者からの電話による日々の問合せや相談対応のほか、避難先での交流会会場における相談会に福島県職員として参加し、避難者個別の状況に対応するため、寄り添いながらの相談対応に努めた。

(ウ) 県外避難者数に関する業務

復興状況等を示す一つの指標になっている県外避難者数について、復興庁が集計したデータに基づき集計、公表する業務に携わった。また、原発避難者特例法（経済産業省所管）に基づき、避難先市町村で行政サービスが受けられるように指定市町村から提出された名簿の取りまとめや避難先自治体との連絡調整、さらには全国避難者情報システム（総務省所管）に係る連絡調整など、避難者支援の根幹となる避難者数に関わる業務に取り組んだ。

(エ) 応急仮設住宅に関する業務

住宅が滅失した被災者は、応急的な避難所を退所後、自らの資力で住宅を確保することが困難な場合、一時的に居住の安定を図るため応急仮設住宅が提供される。東日本大震災ではプレハブ型の仮設住宅では数が足りず民間アパート、雇用促進住宅及びUR賃貸住宅等を応急仮設住宅とみなして提供する措置が取られた。都職員は主として雇用促進住宅、UR賃貸住宅の供与に関する事務、入居者や管理会社からの相談対応に携わった。

イ 避難地域復興局 生活拠点課

生活拠点課は、長期避難者の生活拠点の形成に関する業務や災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与に関する業務などを実施しており、都職員は平成28年度から同部署で避難者の支援に携わっている。

(ア) 長期避難者の生活拠点形成支援

福島県が整備した復興公営住宅に対しコミュニティ支援交流員を配置し、入居者同士や地域住民との交流促進、コミュニティ形成支援を行い、住民の方々が安心して暮らせる環境を創出する業務を担った。コロナ禍で住民同士の交流会が全くできない中、住民の意向を汲み、感染防止対策を講じながら自治会役員間の「復興公営住宅自治組織連絡会」を開催するなど、社会状況を踏まえた対応も柔軟に行なった。

(イ) 国家公務員宿舎セーフティネット事業（平成29、30年度）

平成29年3月31日に福島県内の避難指示区域以外からの避難者への応急仮設住宅供与期間が終了した。当該避難者は住宅を退去する必要があったが、県が窓口となり、県外の国家公務員住宅に入居していた当該避難者に対し、宿舎の最長2年間の有償貸付を実施した。

都職員は、使用料の請求、滞納整理など一連の業務に携わった。

派遣職員の声

- 避難者支援業務は、避難者と直接会う機会が多く、都職員ではなく福島県職員として接する。都職員は派遣された当初は、福島県の組織はもとより、多岐にわたる避難者支援施策の知識がなく、総じて苦勞していたが、前向きに業務に取り組む県職員の姿勢を見て、自分も前に進めたという報告が聞かれた。
- 県内の市町村に土地勘がない都職員が避難者の相談に対応する際は、県の基本的知識を頭に入れ、日々地図を読み込みながら避難元市町村の位置関係の把握に努めるなど、避難者の立場に立った対応ができるようにとの思いで仕事を進めたといった話が都職員の多くの報告から聞かれた。

- 避難者への電話対応や戸別訪問では苦労も多かったようであるが、退去立ち合い時に避難者の方から「長い間お世話になりました。ありがとうございました。」と声をかけられ、感慨深いものを感じたとの報告もあった。
- 避難者対応という特別な業務を進めるにあたり、課内での議論も熱心に行われていた。職員同士のそうした関係性から、県の職員からは「東京都で何か非常事態が起これば福島県の職員はすぐ駆けつける」という声があった。また、都職員からは、暖かく迎え入れてくれた福島県職員を逆の立場で東京都に受け入れるようなことになれば、「感謝の気持ちを持って暖かく接し、日常生活の困りごとがあったら相談に乗ることで、派遣職員が本来の力を発揮できるようサポートしたい」との報告もあった。

帰還困難区域、避難者の現況

- 令和4年8月30日、福島県内で全町避難が唯一続いていた双葉町の一部（特定復興再生拠点区域）の避難指示が解除された。これにより福島県内で住民が居住できない市町村はなくなったが、県土の約2.3%はなお帰還困難区域となっている。
- 福島県の避難者数は、令和4年11月1日時点で、県内6,392人、県外21,392人であり、県は福島復興再生特別措置法に基づく福島復興再生計画、第2期福島県復興計画などにより、被災者の生活再建、帰還環境の整備などを推進している。

14 遺児・孤児支援

(1) 概要

福島県では、東日本大震災により、親を失い、加えて、原子力災害により、住み慣れた土地からも離れなければならない子どもたちも多かった。そのような状況においても、子供たちが震災前に抱いていたそれぞれの夢をあきらめることなく、着実に前に進んでいくことができるよう、県では「東日本大震災ふくしまこども寄附金」を基金化し、長期的な支援を行っている。

都は、遺児・孤児に係る事業を支援するため、平成28年度からこども未来局こども・青少年課に職員の派遣を開始し、現在（令和4年度）も支援を継続している。

派遣状況は、下記のとおりである。

・派遣状況

年度	H28	H29	H30	H31 / R元	R2	R3	R4
派遣人数	1	1	1	1	1	1	1

※派遣職員数は各年度4月1日時点

(2) 取組実績

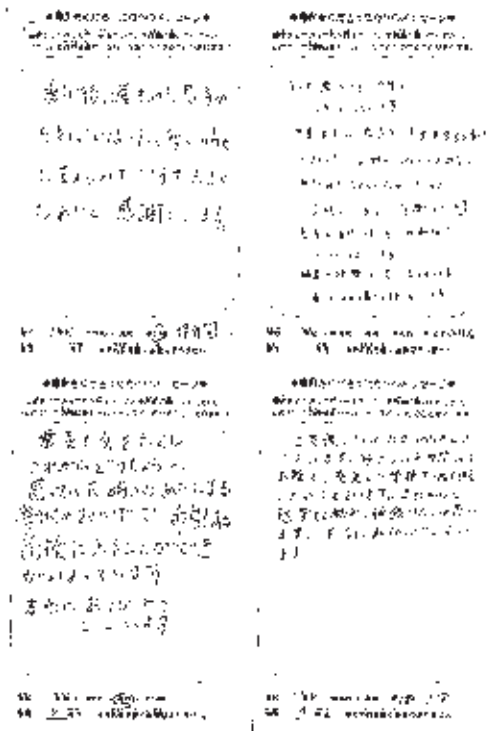
ア こども未来局 こども・青少年政策課

(ア) 「東日本大震災ふくしまこども寄附金」に関すること

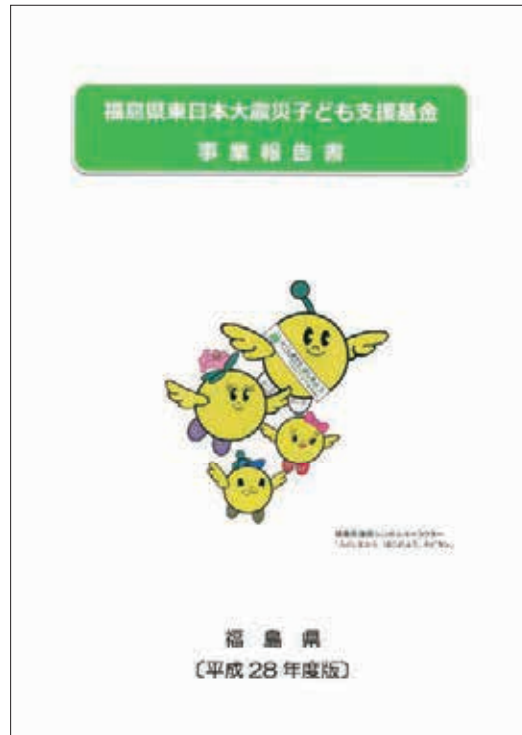
東日本大震災によって親を失った震災孤児等を支援するための寄附口座「東日本大震災ふくしまこども寄附金」を平成23年8月に福島県が開設した。都職員は寄附金の管理、知事、こども未来局長が出席する寄附贈呈式の企画、寄附金の活用状況等を寄附者に説明する報告書の作成等を行った。

(イ) 「東日本大震災子ども支援給付金」に関すること

寄せられた寄附金は、条例に基づいて設置された「福島県東日本大震災子ども支援基金」に積み立てられ、東日本大震災により保護者が死亡または行方不明となった児童（孤児・遺児）に対して生活や修学を支援するための給付金を給付する事業に活用されている。都職員は給付に関する各種申請書の審査や支払処理等に携わった。



子供たちからの寄附者への感謝のメッセージ



「福島県東日本大震災子ども支援基金」事業報告書

(ウ) 「東日本大震災子ども支援基金」の管理及び活用に関すること

基金は、遺児・孤児への給付金に加えて、県内全域の子供たちを支援するために県庁の各部局が実施する各種事業にも活用されており、都職員は、翌年度事業の選定に関する庁内調整や基金の決算整理等を行った。

派遣職員の声

- 「給付金事業の対象者の方から、この給付金のおかげで大学に行き勉強を続けられたこと、その後就職も決まり、今は支援していただいた方々への感謝を胸に働いているとの手紙をもらい、自分の役割には必ず意味があると実感した。」「寄附という間接的な支援だけではなく、被災した子供たちと交流し直接的な支援をしたいとの寄附者からの申し出があり、自分なりに考え、関係者を仲介し直接的な交流を実現させたときに『やりがい』を感じた」といった体験談が寄せられた。
- 震災から10年が経過して派遣された職員からは、「世の中では風化等の問題も指摘される中、いまだに国内外の方々が福島の子供たちに思いを寄せ、切れ目なく寄附をしてくださることに感動した」という声も聞かれた。